

介護保険給付外の利用料

内容	日額	月額 (30 日の場合)
家賃	1, 6 5 0 円	4 9, 5 0 0 円
食材料費	1, 5 0 0 円	4 5, 0 0 0 円
水道光熱費	5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
管理費	9 0 円	2, 7 0 0 円
<u>合計</u>	<u>3, 7 4 0 円</u>	<u>1 1 2, 2 0 0 円</u>
介護度別利用料金	下記の「利用料のご案内」をご参照ください。	

※1 敷金：150,000円

(利用を解除した際に家賃の滞納等がある場合や、利用者様の放尿・排泄等により居室が汚損する等、居室の利用行為として通常想定される範囲を超えると判断される利用者様の行為によって施設退去時に居室のクリーニング・修繕等が必要となった場合は、その分を差し引いて返金いたします。)

※2 医療保険（実費負担）による往診・受診が可能です。

※3 おむつ代、その他個人的な利用代金は実費をいただきます。

※4 外泊時の家賃は請求させていただきます。

グループホームひまわり利用料のご案内（1日あたりの目安）

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

一割負担の方

	介護報酬一割負担額			介護職員 処遇改善 加算（Ⅰ）	家賃	食費	水道光 熱費	管理費	合 計
	認知症対 応型共同 生活介護 費（Ⅱ）	体制加算							
		医療連携 体制加算	サービス 提供体制 強化加算 （Ⅰ）イ						
要支援2	793円	—	19円	約90円	1,650円	1,500円	500円	90円	4,642円
要介護1	797円	41円		約95円					4,692円
要介護2	835円			約99円					4,734円
要介護3	860円			約102円					4,762円
要介護4	877円			約104円					4,781円
要介護5	894円			約105円					4,799円

二割負担の方

	介護報酬二割負担額			介護職員 処遇改善 加算（Ⅰ）	家賃	食費	水道光 熱費	管理費	合 計
	認知症対 応型共同 生活介護 費（Ⅱ）	体制加算							
		医療連携 体制加算	サービス 提供体制 強化加算 （Ⅰ）イ						
要支援2	1,586円	—	38円	約176円	1,650円	1,500円	500円	90円	5,540円
要介護1	1,594円	82円		約190円					5,644円
要介護2	1,670円			約198円					5,728円
要介護3	1,720円			約204円					5,784円
要介護4	1,754円			約208円					5,822円
要介護5	1,788円			約211円					5,859円

* 外泊時の家賃は請求させていただきます。

* 介護報酬一割負担額は、利用者様の収入に応じて二割もしくは三割の負担額になる場合がございます。

* 医療連携体制加算：入居者の日常的な健康管理を行い、緊急時に医療機関との連絡体制を確保しているため、算定されます。

* サービス提供体制強化加算：介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合により変動いたします。

* 介護職員処遇改善加算：当月の所定単位数により変動いたします。

加算の詳細（該当する利用者様もしくは希望された利用者様に対して加算いたします。）

加 算		単位×10.68 円(地域加算)の一部負担額	加 算 内 容
夜間支援体制加算(Ⅱ)		一割 27 円/日 二割 54 円/日 三割 81 円/日	夜間における利用者の安全確保の強化推進する観点から、夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の夜間の加配を評価するため、夜勤者及び宿直者が1人以上の体制の場合。
若年性認知症利用者受入加算		一割 128 円/日 二割 256 円/日 三割 384 円/日	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。
入院時費用		一割 263 円/日 二割 526 円/日 三割 789 円/日	入院後3か月以内に退院が見込まれる入所者について、退院後の再入居の受け入れ態勢を整えていること。6日を限度。
初期加算		一割 32 円/日 二割 64 円/日 三割 96 円/日	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、初めて入居した日、または医療機関に1か月以上入院し、退院して再入居した場合、30日間算定。
医療連携体制加算 (介護予防を除く)	(Ⅰ)	一割 41 円/日 二割 82 円/日 三割 123 円/日	事業所の職員として看護師を1名以上確保し、看護師により24時間連絡できる体制を確保し、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている場合。
	(Ⅱ)	一割 53 円/日 二割 106 円/日 三割 159 円/日	事業所の職員として、看護職員を常勤換算で1名以上確保し、その看護職員が准看護師である場合は、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携体制を確保している場合。また、喀痰吸引もしくは経腸栄養を行う利用者が入居している場合。
	(Ⅲ)	一割 63 円/日 二割 126 円/日 三割 189 円/日	事業所の職員として、看護職員を常勤換算で1名以上確保している場合。また、喀痰吸引もしくは経腸栄養を行う利用者が入居している場合。
退居時相談援助加算		一割 428 円/回 二割 856 円/回 三割 1,284 円/回	利用者の退居時に利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス等の福祉サービスについての相談援助、市町村及び地域包括支援センターに対して、必要な情報を提供した場合。利用者1人につき1回を限度として算定する。
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	一割 4 円/日 二割 8 円/日 三割 12 円/日	日常生活に支障をきたす恐れのある症状もしくは行動が認められる方が2分1以上入所しており、認知症介護の研修を受けた職員が専門的な認知症ケアを実施した場合。
	(Ⅱ)	一割 4 円/日 二割 8 円/日 三割 12 円/日	日常生活に支障をきたす恐れのある症状もしくは行動が認められる方が2分1以上入所しており、認知症介護の研修を受けたものが、研修計画を作成・実施し、なおかつ専門的な認知症ケアを行った場合。
生活機能向上連携加算		一割 214 円/月 二割 428 円/月 三割 642 円/月	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを実施している事業所の医師、理学療法士等が認知症共同生活介護事業所を訪問し、身体状況等の評価を計画作成担当者と共同で行い、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合。入所日の属する月から3月の間に限る。
口腔衛生管理体制加算		一割 32 円/月 二割 64 円/月 三割 96 円/月	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアにかかる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。

加 算		単位×10.68 円(地域加算)の一部負担額	加 算 内 容
栄養スクリーニング加算		一割 5 円/日 二割 10 円/日 三割 15 円/日	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合。
サービス提供体制強化加算	(I)イ	一割 19 円/日 二割 38 円/日	手厚い介護体制の確保を推進する観点により介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。
	(I)ロ	一割 13 円/日 二割 26 円/日	手厚い介護体制の確保を推進する観点により介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合。
介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数× 0.111	当該加算による算定額に相当する介護職員への資質向上の取組等、を実施している場合。当月の施設の所定単位数により変動する。
	(II)	所定単位数× 0.081	
	(III)	所定単位数× 0.045	

※サービス提供体制上、加算基準が満たされていないものについては、加算されません。また、1年毎に算定要件の見直しを行いますので、年度によっては算定項目が異なる場合がございます。

※利用者様の所得や資産状況に応じて、料金が減免される制度がございます。制度をご利用になる為には『介護保険限度額認定証』の発行と当施設への提示が必要となります。

介護保険からの給付金に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額が変更となります。